

令和5年度 気仙沼・本吉地域振興指針



令和5年4月
宮城県気仙沼地方振興事務所

目次

I	はじめに	1
II	各部の施策の基本方針及び重点事業	2
1	地方振興部	2
2	農業振興部	6
3	農業農村整備部	11
4	水産漁港部	16
5	林業振興部	21

(表紙写真の解説)



I はじめに

県では、平成19年3月に県政運営の基本指針である「宮城の将来ビジョン」を策定し、県政運営の理念として「富県共創！活力とやすらぎの邦（くに）づくり」を掲げ、県内製造業の集積促進や生涯現役で安心して暮らせる社会の実現、大規模災害による被害を最小限にする県土づくりなど、様々な施策展開を図ってきました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な被害からの復興の道筋を示すため、同年10月に計画期間を10年間とする「宮城県震災復興計画」を策定し、「『復旧』にとどまらない抜本的な『再構築』」などを基本理念とした復旧・復興に取り組むとともに、平成27年10月には、人口減少への対応などを目的とする「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」に基づく「宮城県地方創生総合戦略」を策定し、「雇用」、「移住・定住」、「結婚・妊娠・出産・子育て」、「安全安心な暮らし」の4つを基本目標とした地方創生の取組を推進してきました。

今後、本格的な人口減少局面を迎えるに当たり、地域経済・社会の持続可能性の確保、大規模化する自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応など困難な課題が山積する中、その先にある宮城の明るい未来を描くことが求められています。

このため、今後見込まれる社会の変化を踏まえ、宮城のあるべき姿や目標を県民の皆さんと共有し、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするため、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10か年の「新・宮城の将来ビジョン」を策定し、県の施策や事業を進める上での中長期的目標として位置付けました。

本指針は、「新・宮城の将来ビジョン」が掲げる県政運営の理念である「富県躍進！“PROGRESS Miyagi”～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」の実現を目指すため、気仙沼・本吉地域の現状と課題を踏まえ、令和5年度における当事務所が取り組むべき取組の方向性と重点的施策を示すものです。

II 圏域の施策の基本方針及び重点事業

1 圏域が目指すべき将来像

震災からの復興を最優先課題とし、ハード・ソフト両面から地域の方々が笑顔で安心して暮らせるまちづくりを進める。また、長期化するコロナ禍や資源・物価高により疲弊した地域経済の再生のほか、急速に進む人口減少への対応などの課題に積極果敢に取り組み、市・町や地域の方々と力を合わせて持続可能な地域づくりに取り組む。

2 地方振興部

(1) 基本方針

① 観光振興による地域経済の活性化

「第5期みやぎ観光戦略プラン」に掲げられた基本理念や圏域の施策の方向性及び取組に基づき、当圏域の観光資源であるアウトドアコンテンツを用いた旅行商品の造成のほか、岩手県との県際地域も含めた観光地等と連携し、観光客の滞留性及び周遊性、観光消費の向上を図る。



② 地域企業等の販路拡大及び人材確保支援

震災やコロナ禍で失われた地域企業の販路拡大支援を行うほか、人口減少率や高校等新卒者が圏域外に流出する割合が高い傾向にある当圏域の現状を踏まえ、圏域内への就業・定着を促進することにより産業人材の確保を推進する。



③ 人口減少・少子化等地域対策強化

当管内の人口は、昭和55年以降減少が続いており、若い世代が進学・就職等で圏域外に流出している現状に対し、地元企業の採用活動や人材育成のための取組を支援するほか、特に女性移住者の増加を図る施策を推進する。



④ コミュニティの再生支援

震災後につくられた新たな街や集落におけるコミュニティ構築のほか、既存コミュニティとの融合、更には住民主体の活動が安定的に展開されるよう支援を行う。



(2) 重点事業

① 観光振興による地域経済の活性化（主要事業）

・地域資源を活用したアウトドアアクティビティ観光推進事業

管内の観光資源の魅力を発信するため、地元 YouTuber による情報発信を行うとともに、YouTuber をゲストに招いて、海や山、川などの自然をフィールドにトレッキングや釣りなどのアウトドアアクティビティを体験するイベントを開催する。

・デジタルスタンプラリー事業

宮城県北、岩手県南の沿岸地域の冬場の誘客促進を図るため、岩手県大船渡地域振興センターと連携し、観光施設等に設置するポイントをめぐるデジタルスタンプラリーを実施する。

・県際連携事業

岩手・宮城両県の県境に接する地域における円滑な行政推進や観光振興等に資するため、情報交換や調査研究を実施する。

② 地域企業等人材確保支援

・販路開拓支援

首都圏との取引を希望する管内事業者を募り、バイヤーと繋がりのある専門家による相談会を開催し、首都圏事業者との商談をセッティングすることで、管内事業者の販路開拓を支援する。

・「企業紹介ガイドブック」作成

管内高校新卒者の地元企業への就職を促進するため、管内企業を紹介するガイドブックを気仙沼市地域雇用創造協議会と合同で作成し、管内の高校生等に配布する。

③ 人口減少・少子化等地域対策強化（主要事業）

・気仙沼・本吉地域企業人材確保・定着支援事業

地元企業の人材確保・定着を図るため、地元企業で構成する団体等が実施する児童生徒や大学生を対象とした職業観を養う取組や、企業の採用活動や人材育成のための取組を支援する。

・女性移住者促進事業

移住希望者（女性）に移住先として当地域が選ばれるよう、移住者や地元企業との交流イベントを実施する。

④ コミュニティの再生支援

・地域コミュニティ再生支援事業補助金

災害公営住宅等に設立された自治会等の地域住民で組織する団体が行う地域コミュニティ再生活動に対して、その経費の一部を補助する。

主 要 事 業 の 概 要

地方振興部 商工・振興班

事業名	観光振興による地域経済の活性化		
事業実施期間	平成23年度～	予 算 額	2,665千円
根拠法令	—		
事業目的	<p>東日本大震災により減少した管内の観光客入込数は、近年震災前を上回る水準まで回復していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により再び厳しい状況に転じている。</p> <p>この状況は、今後も当面の間は続くと思込まれることから、令和2年10月策定の「みやぎ観光回復戦略」及び令和4年10月から令和7年3月までを計画期間とする「第5期みやぎ観光戦略プラン」に掲げられた基本理念や取組に向けた視点を踏まえ、従来からの圏域内における観光の課題も的確に捉えた各種施策に取り組むことにより、新型コロナウイルス感染症拡大により冷え込んだ観光業を回復軌道に乗せ、その後の成長軌道につなげるもの。</p>		
事業概要	<p>1 地域資源を活用したアウトドアアクティビティ観光推進事業（事業費2,000千円）</p> <p>管内の観光資源の魅力を発信するため、地元 YouTuber をゲストに招いて、海や山、川などの自然をフィールドにトレッキングや釣りなどのアウトドアアクティビティを体験するイベントを開催する。</p> <p>2 デジタルスタンプラリー事業（事業費627千円）</p> <p>令和3年12月に三陸沿岸道路（仙台～八戸）が全線開通し、交通アクセスが向上した反面、当圏域が仙台⇄岩手・八戸間の単なる通過点となることが懸念されることから、圏域内における観光客の滞留性・周遊性の向上を目指すもの。</p> <p>岩手県大船渡地域振興センターと連携し、当圏域（気仙沼市、南三陸町）及び大船渡圏域（大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市）の観光施設等に設置するポイントをめぐるデジタルスタンプラリー事業を実施する。</p> <p>3 県際連携事業</p> <p>岩手・宮城両県の県境に接する地域における円滑な行政推進や観光振興等に資するため、情報交換や調査研究を実施するもの。</p>		

主 要 事 業 の 概 要

地方振興部 商工・振興班

事 業 名	人口減少・少子化等地域対策強化		
事業実施期間	令和4年度～令和6年度	予 算 額	5,000千円
根 拠 法 令	—		
事 業 目 的	<p>少子高齢化の進展に伴う県内生産年齢人口の減少への対応は、非常に重要な課題となっていることから、その課題に対応するため、令和4年度から新たに、地域の実情に精通する地方振興事務所がそれぞれの圏域の実情に応じた取組を実施し、県内の生産年齢人口の増加に資することを目的とするもの。</p>		
事 業 概 要	<p>1 気仙沼・本吉地域企業人材確保・定着支援事業（事業費3,000千円）</p> <p>地元企業で構成する団体等が実施する児童生徒や大学生を対象にした職業観を養う取組や、企業の採用活動や人材育成のための取組を支援（補助）することで、地元企業の人材確保・定着を図る。</p> <p>（人材確保・定着支援補助）</p> <p>○補助対象 気仙沼・本吉圏域の複数企業で構成する団体・グループ</p> <p>○補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の児童生徒を対象とした地域企業の魅力伝達や職業観の醸成に資する取組に要する経費 ・高校生や大学生を対象としたインターンシップや合同説明会に要する経費 ・地域企業の社員を対象とした人材育成に要する経費 など <p>○補助率 （補助上限額 100万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規団体・グループ 3分の2 ・継続団体・グループ 2分の1又は3分の2 <p>継続団体・グループのうち、継続企業の補助率は2分の1とし、新規企業の補助率は3分の2</p> <p>なお、団体・グループ内に新規企業が3者以上いる場合は、継続・新規にかかわらず経費の3分の2を補助</p> <p>○補助件数 3件程度</p> <p>2 女性移住者促進事業（事業費2,000千円）</p> <p>女性移住希望者に移住先として選ばれるよう、移住者や地元企業との交流イベントを実施する。</p>		

3 農業振興部

(1) 基本方針



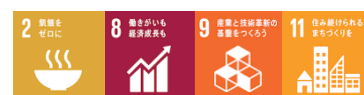
① 魅力ある気仙沼・南三陸農業の再興

- 津波被災地域の営農確立支援

営農を再開した農業者や生産組織に対して、その経営が持続的に発展するよう技術・経営の両面から支援する。また、市町・JAの総合計画等の実現に向けた取組や市町が行う「地域計画」の策定が円滑に進むよう支援する。

- 立地条件を活かした農業生産の進展

立地条件を活かした多様な農業の進展を図るため、地域に適した品目や栽培技術の導入を支援する。また、先端技術やデータを活用したアグリテック等の新たな技術体系の確立と普及により、効率化や省力化による生産性の高い農業経営の実践を促進するとともに、国の「みどりの食料システム戦略」等を踏まえ、環境に配慮した持続可能な農業生産の取組を支援する。



② 次代の農業を担う担い手の育成支援

- 創意工夫により経営改善を図る経営体の育成

地域の特性を活かした収益性の高い農業を実現するため、経営者の経営管理能力の向上を図るとともに、経営感覚に優れた経営体を育成する。

- 新たな担い手の確保・育成と多様な人材の活躍支援

新規就農者の確保・育成を図るため、関係機関と連携し、高校等への情報提供や経営体の就業環境整備等を進める。また、就農後間もない農業者に対しては、技術・経営の両面から支援を行う。さらに、生活研究グループや女性農業者、U I Jターンなど多様な担い手による地域活性化の取組を支援する。



③ 海・山・里の恵みを活かした活力ある地域農業の展開

- 豊かな地域資源を活用した交流活動の促進

安全で安心できる「豊かな食」を安定的に供給するため、農畜産物の安全性の確保と安定供給に向けた取組、食と農に関する理解促進、食材の利用拡大に向けた取組を支援する。

- 中山間農業を支える多様な担い手による活力ある農村づくり

多様な担い手による活力ある農村づくりを進めるため、海・山・里の魅力を活かしたグリーン・ツーリズムや、直売活動などの地産地消の取組を支援する。また、野生鳥獣による被害対策への地域的

な取組を支援する。

(2) 重点事業

① 魅力ある気仙沼・南三陸農業の再興（主要事業）

・地域計画策定推進緊急対策事業

高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援する。

・担い手を核とした地域農業の継続・発展【普及活動】

地域農業の継続・発展を図るため、地域農業の将来のあり方や担い手への農地集積についての合意形成を支援するとともに、地域における高収益作物の選定及び水稲省力化技術の導入支援を行う。

・市場等ニーズに応じた花き・花木生産による経営発展【普及活動】

園芸法人の安定した経営発展を図るため、枝もの類（まつ）の栽培技術の確立と作付面積の拡大、作業の省力化・軽労化、出荷量の増大、きく部門導入による周年雇用に向けた体制整備等を支援する。

・四季成りいちごの生産体制確立による収量確保【普及活動】

他産業から農業に参入し、いちごの周年栽培に取り組む法人に対して、四季成りいちごの生産体制確立に向けた技術習得支援を行い、経営の安定化を図る。

② 次代の農業を担う担い手の育成支援（主要事業）

・新規就農者育成総合対策

新規就農者の早期経営安定化のため、経営開始資金の活用と関係機関によるサポート体制の整備を行い、就農希望者への相談対応や、就農後の支援を行う。

・新たな担い手の確保・育成及び女性活躍に関する支援【普及活動】

中山間・沿岸地域の農業振興を図るため、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成及び女性の活躍に関する取組を支援する。

③ 海・山・里の恵みを活かした活力ある地域農業の展開（主要事業）

・地域資源活用の「芽」づくり推進事業

農業者等が行う地域資源を活用した魅力ある商品開発及び販路開拓を支援するため、農産加工等の専門家をアドバイザーとして派遣する。

・鳥獣被害防止総合対策交付金

ニホンジカ等の野生鳥獣による農作物の被害を防ぐため、市町の鳥獣被害防止対策実施隊による捕獲活動や電気柵等の整備を支援する。

主要事業の概要

農業振興部

事業名	魅力ある気仙沼・南三陸農業の再興		
事業実施期間	—	予 算 額	—
根拠法令	—		
事業目的	魅力ある気仙沼・南三陸農業の再興を図るため、営農を再開した農業者や生産組織等に対して、経営が持続的に発展するよう技術・経営の両面から支援するとともに、市町村が行う「地域計画」の円滑な策定に向けた支援を行う。また、立地条件を活かした多様な農業の進展を図るため、地域に適した品目や栽培技術の導入を支援する。		
事業概要	<p>1 地域計画策定推進緊急対策事業</p> <p>高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援する。</p> <p>2 担い手を核とした地域農業の継続・発展【普及活動】</p> <p>地域農業の継続・発展を図るため、地域農業の将来のあり方や担い手への農地集積についての合意形成を支援するとともに、地域における高収益作物の選定及び水稲省力化技術の導入支援を行う。</p> <p>○活動事項</p> <p>（1）地域農業の将来のあり方の合意形成</p> <p>（2）高収益作物の検討支援</p> <p>（3）水稲省力化技術向上支援</p> <p>3 市場等ニーズに応じた花き・花木生産による経営発展【普及活動】</p> <p>園芸法人の安定した経営発展を図るため、枝もの類（まつ）の栽培技術の確立と作付面積の拡大、作業の省力化・軽労化、出荷量の増大、きく部門導入による周年雇用に向けた体制整備等を支援する。</p> <p>○活動事項</p> <p>（1）クロマツ省力栽培と出荷調製作業の軽労化の検討</p> <p>（2）小ギクの地域適応性の把握</p> <p>（3）経営統合に向けた調整と従業員雇用の支援</p> <p>4 四季成りいちごの生産体制確立による収量確保【普及活動】</p> <p>他産業から農業に参入し、いちごの周年栽培に取り組む法人に対して、四季成りいちごの生産体制確立に向けた技術習得支援を行い、経営の安定化を図る。</p> <p>○活動事項</p> <p>（1）栽培技術習得支援</p> <p>（2）経営安定化支援</p>		

主 要 事 業 の 概 要

農業振興部

事 業 名	次代の農業を担う担い手の育成支援		
事業実施期間	—	予 算 額	—
根 拠 法 令	—		
事 業 目 的	<p>次代の農業を担う担い手を確保・育成するため、関係機関と連携し、高校等への情報提供や就農希望者に対する相談体制を整備するとともに、新規就農者に対しては、経営の早期安定に向けた支援を行う。また、地域の特性を活かした収益性の高い農業を実現するため、経営感覚に優れた経営体を育成する。</p>		
事 業 概 要	<p>1 新規就農者育成総合対策 新規就農者の早期経営安定化のため、経営開始資金の活用と関係機関によるサポート体制の整備を行い、就農希望者への相談対応や、就農後の支援を実施する。</p> <p>2 新たな担い手の確保・育成及び女性活躍に関する支援【普及活動】 中山間・沿岸地域の農業振興を図るため、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成及び女性の活躍に関する取組を支援する。</p> <p>○活動事項 (1) 新たな担い手の確保・育成 (2) 女性農業者の活躍支援</p>		

主 要 事 業 の 概 要

農業振興部

事 業 名	海・山・里の恵みを活かした活力ある地域農業の展開		
事業実施期間	—	予 算 額	—
根 拠 法 令	—		
事 業 目 的	<p>多様な担い手による活力ある農村づくりを進めるため、海・山・里の魅力を活かしたグリーン・ツーリズムや、直売活動などの地産地消の取組を支援する。また、野生鳥獣による被害対策への地域的な取組を支援する。</p>		
事 業 概 要	<p>1 地域資源活用の「芽」づくり推進事業 農業者等が行う地域資源を活用した魅力ある商品開発及び販路開拓等に対して、農産加工等の専門家をアドバイザーとして派遣することで、地域資源活用の「芽」づくりを行い、商品開発や販路拡大を支援する。</p> <p>2 鳥獣被害防止総合対策交付金 ニホンジカ等の野生鳥獣による農作物の被害を防ぐため、市町の鳥獣被害防止対策実施隊による捕獲活動や電気柵等の整備を支援する。</p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合支援事業 市町が作成する「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や施設整備を支援</p> <p>(2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援</p>		

4 農業農村整備部

(1) 基本方針

① 日本型直接支払制度の推進

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動に対しての支援と併せ農業生産条件の不利な中山間地域等において、平地地域との生産条件のコスト差を軽減するための活動に対し、支援を行うことで担い手育成等構造改革を後押しする。



② 気仙沼管内の農業農村振興

津波被害を受けていない内陸部の中山間地を中心に高齢化や人口の流出が進んでおり、未利用農地の増加や農業用施設の老朽化が著しいことから、課題に対応した補助事業を実施することにより、管内の農業振興を後押しする。



(2) 重点事業

① 日本型直接支払制度の推進（主要事業）

・多面的機能支払交付金

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生じる、食料その他の農産物の供給機能以外の多面に渡る機能を今後とも適切に発揮される活動に対して交付金を交付する。

・中山間地域等直接支払交付金

農業生産条件の不利な中山間地域等において、農業生産の維持に必要な平地地域とのコスト差を軽減するため、面積規模、傾斜度等に応じて交付金を交付する。

② 気仙沼管内の農業農村振興（主要事業）

・農業競争力強化農地整備事業

農業の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、農地の区画の拡大、集約化など、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を行う。

・農業地域防災減災事業

農用地や農業用施設に対する自然災害による被害を未然に防止するため、防災重点ため池の耐震化や流域治水の取組み及び農業用施設の機能回復等により、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るとともに、国土の保全、地域住民の暮らしの安全・安心の確保を図る。

主 要 事 業 の 概 要

農業農村整備部 農村振興班

事業名	多面的機能支払交付金		
事業実施期間	平成26～	R5 予算額	14,616千円
根拠法令	多面的機能支払交付金実施要綱・要領 多面的機能支払交付金交付要綱		
事業目的	<p>近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されるところである。このような状況を鑑み、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積等構造改革を後押ししていく必要がある。</p> <p>このため、地域共同による農業・農村の多面的機能を支える共同活動や農地・農業用水等の地域資源の質的向上を図る共同活動の取組を支援する。</p>		
事業概要	<p>1 農地維持支払交付金 [事業主体：活動組織等] 地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行う組織へ交付する。</p> <p>2 資源向上支払交付金 [事業主体：活動組織等] 地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う組織へ交付する。 ※施設の長寿命化を図る活動に係る費用は、原則として工事1件当たり2百万円未満とする。</p> <p>3 多面的機能支払推進交付金 [事業主体：推進組織、県、市町村] 上記1から2の適正かつ円滑な実施を図るため、推進組織、県及び市町村へ交付する。</p>		

主 要 事 業 の 概 要

農業農村整備部 農村振興班

事業名	中山間地域等直接支払交付金		
事業実施期間	令和2年度～令和6年度 (第5期対策)	R5予算額	34,912千円
根拠法令	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律		
事業目的	耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、農業生産活動等を行う農業者に対して交付金を交付する。中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進する。		
事業概要	<p>1 対象地域</p> <p>(1) 特定農山村法、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 離島振興法の4法指定地域</p> <p>(2) 知事特認地域</p> <p>① 4法指定地域に接する農用地を有する地域</p> <p>② 農林統計上の中山間地域</p> <p>③ 農林地率・人口減少率等が4法指定地域と同等の地域</p> <p>2 対象農用地</p> <p>農振農用地区域内であり、1ha以上の団地又は協働取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の農用地で、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの。(1) 急傾斜農地(田:1/20以上,畑:15度以上,草地・採草放牧地:15度以上) (2) 自然条件により小区画・不整形な水田(大多数が30a未満で平均20a以下) (3) 市町村長の判断により対象となる農地で、次の(1)(2)いずれかに該当するもの。</p> <p>① 急傾斜農地と連担した緩傾斜農地(田:1/20～1/100,畑・草地・採草放牧地:8～15度)</p> <p>② 高齢化率・耕作放棄率の高い農地 高齢化率:40%(農業従事者に対する65歳以上の農業従事者割合) 耕作放棄率:田8%以上,畑15%以上(経営耕地面積と耕作放棄面積の合計面積に対する耕作放棄地面積の割合)</p> <p>3 対象行為</p> <p>「集落協定」及び「個別協定」に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の下で、5年間以上継続して農業生産活動や多面的機能増進活動等を行うこと。</p> <p>4 対象者</p> <p>協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を対象とする。</p>		

主 要 事 業 の 概 要

農業農村整備部 農村整備班

事 業 名	農地整備事業（経営体育成型）		
事業実施期間	令和7年～	予 算 額	
根 拠 法 令			
事 業 目 的	<p>食糧自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。このため、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等を図る農地の大区画化・汎用化を推進することとする。</p>		
事 業 概 要	<p>1 下記の（１）の④又は⑤に掲げるものを実施するもの。 2 下記の（１）に掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの。 3 上記1または2の事業と下記の（２）から（５）までに掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。</p> <p>（１） 農業生産基盤整備事業 ①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③客土事業 ④暗渠排水事業 ⑤区画整理事業 ⑥除礫 ⑦農用地造成 ⑧農地保全</p> <p>（２） 農業生産基盤整備附帯事業</p> <p>（３） 営農環境整備事業</p> <p>（４） 農業経営高度化支援事業 ①高度土地利用調整事業 ア 指導事業 土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県が行う普及指導活動 イ 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動</p> <p>②耕作放棄地解消支援事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業</p> <p>③ 農業経営高度化促進事業 ア 中心経営体農地集積促進事業（H26年度以降の採択地区） 中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援</p> <p>④ 耕地利用高度化推進事業 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動</p> <p>⑤耕作放棄地活用推進事業</p> <p>（５） 特認事業</p> <p style="text-align: right;">（調査・計画 R5～6） R5予算額 17,000千円</p>		

主 要 事 業 の 概 要

農業農村整備部 農村振興班

事業名	農村地域防災減災事業		
事業実施期間	令和3年度～令和5年度	R 5 予 算 額	4, 000千円
根拠法令			
事業目的	<p>近年、集中豪雨や地震等の災害により農業水利施設が被災し、農用地だけでなく地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が頻発しており、効果的な防災・減災対策を講じるためには、農業生産の維持や農業経営の安定だけでなく、地域住民の暮らしを確保する観点から、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の整備、利用及び保全を総合的に実施することが重要である。本事業により、総合的な防災・減災対策を実施することにより農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進するため、対策に必要な諸条件について調査及び計画の策定を行う。</p>		
事業概要	<p>1 調査計画事業</p> <p>(1) 農村地域防災減災総合計画策定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農村地域防災減災総合計画策定 ② 安全度評価 ③ 防災情報管理システム整備計画策定 ④ 地域危機管理整備計画策定 ⑤ 地域排水機能強化計画策定 <p>(2) ため池緊急防災対策情報整備</p> <p>2 実施計画策定</p> <p>整備事業又は体制整備事業の実施が予定されている地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、実施計画を策定する。</p>		

5 水産漁港部

(1) 基本方針

① 海岸保全施設（防潮堤）の早期完成

東日本大震災の復旧・復興事業について、未だ未了な鮎立漁港、気仙沼漁港、日門漁港の一日も早い完成を目指す。



② 気仙沼漁港大水深岸壁の整備

気仙沼漁港における、漁業の競争力向上に向け、漁船の大型化に対応することを目的に、-7.5m岸壁及び航路・泊地の増深等を整備し、漁港機能の強化を図る。



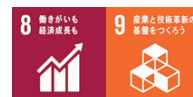
③ 沿岸漁場管理の推進（漁業権一斉切替）

漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、円滑な規模拡大や生産性の向上、漁場の有効活用を図るよう、新たな漁場十画を策定し漁業権の一斉切替を行う。



④ 持続可能な漁業の推進

気仙沼管内では、沿岸の藻場が消失する「磯焼け」が進行し、養殖業では海水温上昇に伴う養殖可能期間の短縮や周年養殖が難しくなる懸念がある。このため、資源を将来にわたって持続的かつ安定的な利用を推進するための取組を行う。



⑤ 水産業を創造する人材・経営体の育成

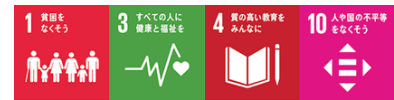
管内の漁業就業者数は高齢化の進行と震災の影響により大幅に減少しており、今後もさらに進むものと予測されていることから、地域の水産業を担う若手後継者の人材育成と新規漁業就業者の確保を推進する。





⑥ 水産物の流通促進及び水産加工品の販路拡大

水産加工業は水揚量の減少による加工原料の不足や価格高騰、消費の低迷や人材不足など多くの課題がある。これらに対応するため、水産加工業者が抱える課題や支援ニーズを各施策へ繋げるとともに、水産物のPRや販路の確保、消費拡大に向けた取組を推進していく。



⑦ 魚食普及活動の推進

近年、日本人の「魚離れ」が進んでいる。水産業を持続的に発展させていくためには、水産物の消費を拡大し、需要を高めていく必要があることから、消費者に地域で行われている漁業や養殖業に理解を深めてもらうための取組を推進する。

(2) 重点事業

① 海岸保全施設（防潮堤）の復旧・整備

・海岸保全施設災害復旧事業

鮪立漁港において、防潮堤施設の復旧を行う。

・農山漁村地域整備交付金事業

気仙沼漁港、日門漁港において、防潮堤施設の整備を行う。

② 気仙沼漁港大水深岸壁の整備（主要事業）

・水産流通基盤整備事業

特定第3種漁港である気仙沼漁港において、水産物の物流拠点としての流通機能強化に資する岸壁等整備を行う。

③ 沿岸漁場管理の推進

・漁業権の一斉切替

令和5年8月31日に漁業権免許の存続期間が経過することから、本県水面の総合的な利用を図るため、①漁場の効果的な活用、②海洋環境の変化等への対応、③デジタル化の推進の3つを柱とした「令和5年漁業権一斉切替に係る取扱方針」に基づき、漁業権一斉切替を行う。

④ 持続可能な漁業の推進（主要事業）

・持続可能なみやぎの漁場環境づくり推進事業

海洋プラスチックを始めとする海洋ごみによる汚染低減の啓蒙や、磯焼けにより衰退した藻場の

回復に向けた対策を講じることによって、沿岸漁業を将来にわたって持続できるよう漁場環境の維持を図る。

- ・持続可能なみやぎの養殖振興事業

本県の養殖業については、震災後、施設整備が進み生産体制が整ってきた一方で、生産者数は震災前の約6割に減少しており、生産性と収益性の高い生産構造への取り組みを推進する。

⑤ 水産業を創造する人材・経営体の育成

- ・沿岸漁業者確保育成支援事業

県が実施する「漁師カレッジ」の研修受け入れ先の調整や就業希望者のサポートを行い、新規漁業就業者の確保を図る。

- ・沖合・遠洋漁業担い手確保幹部船員（船舶職員）育成事業

業界団体が実施する新規就業者確保のためのPR活動や漁労技術習得のための研修会開催に係る支援を行う。また、幹部職員養成のため、海技士資格取得支援を行う。

- ・中核的漁業者等活動支援事業

浜の中核的な漁業者による先進的な取り組みへの技術協力や、浜間の連携・情報共有の場の提供、次世代の水産業を担う子どもたちへの情報発信等を行う。

⑥ 水産物の流通促進及び水産加工品の販路拡大

- ・水産加工業経営課題解決サポート事業

水産加工業者への企業訪問により、各企業の課題や支援ニーズを聞き取り、各種支援策や専門家派遣等の紹介などを行う。

- ・みやぎ水産の日のPR活動

大規模量販店や地元自治体と共催した水産加工品の販売促進会、水産物・水産加工品の直売会や斡旋販売、毎月のテーマ食材を紹介した気仙沼水産漁港部だよりによる消費者へのPR活動を実施する。

⑦ 魚食普及活動の推進

- ・子ども食堂を通じた魚食普及活動支援事業

漁業・養殖業の魅力を発信する魚食普及活動を行い、水産関係者と子ども食堂等を効果的にマッチングすることで、地域を牽引する漁業者を育成するとともに、地元の水産業をPRする機会を増やし地元水産物の消費拡大を図る。

主 要 事 業 の 概 要

水産漁港部 漁港漁場第1班

事 業 名	気仙沼漁港大水深岸壁の整備		
事業実施期間	令和5年度～令和9年度	予 算 額	100,000千円
根 拠 法 令	—		
事 業 目 的	<p>気仙沼漁港を利用するサバ類やイワシ・カツオを水揚げする大中まき網船は、近年、大型化し現在の当港の岸壁水深では、大型漁船が入港（係船）出来ない状況となっており、大型漁船が安定して水揚げ可能となる大水深の岸壁整備と航路・泊地の増深が必要となっている。</p> <p>また、東北地方太平洋沖地震（M9.0）では、巨大な津波により、岸壁等も被害を受け、水産業の再開に大きな支障をきたしたことから、水産物の流通拠点として、災害に強い水産基盤の強化が必要となっている。</p> <p>このことから、漁船の大型化に対応した大水深の岸壁整備及び航路・泊地の増深、災害直後の緊急物資や避難者の海上輸送や、災害時の水揚げ等早期再開を図るため、耐震岸壁として整備するもの。</p>		
事 業 概 要	<p>1 水産流通基盤整備事業（事業費100,000千円）</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> -7.5m岸壁（新設・耐震） L=150.0m -7.5m岸壁（新設） L=150.0m 取付護岸（新設） L=34.0m 航路・泊地（増深） A=4,700m² 漁港施設用地（造成） A=7,600m² <p>○全体事業費 4.2億円</p> <p>○令和5年度実施内容 測量調査及び設計 一式</p>		

主 要 事 業 の 概 要

水産漁港部 水産振興班

事 業 名	持続可能な漁業の推進		
事業実施期間	令和2年度～	予 算 額	29,172千円
根 拠 法 令	—		
事 業 目 的	<p>海洋プラスチックを始めとする海洋ごみによる汚染低減の啓蒙や、磯焼けにより衰退した藻場の回復に向けた対策を講じることによって、沿岸漁業を将来にわたって持続できるような漁場環境の維持を図る。</p> <p>また、本県養殖業については、震災後、施設整備が進み生産体制が整ってきた一方、生産者は震災前の約6割に減少しており、生産性と収益性の高い生産構造への取り組みを推進する。</p>		
事 業 概 要	<p>1 持続可能なみやぎの漁場環境づくり推進事業（事業費 12,237千円）</p> <p>気仙沼管内では、沿岸の藻場が消失する「磯焼け」が進行しており、主要な磯根資源であるアワビの漁獲量が減少するなど沿岸漁業経営に影響が出ていることから、その対策として各地区で実施している「ウニ除去・移植」「海中造林」などの助言・指導を行う。</p> <p>2 持続可能なみやぎの養殖振興事業（事業費 16,935千円）</p> <p>本県沿岸での地種の活用を促進するとともに、本県で養殖が可能な新養殖品目を探索するとともに、本県沿岸の環境条件に適応した地種生産にシフトしていくための取り組み等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地種によるマガキ抑制試験 ○アサリ、イワガキの天然採苗試験 ○ナマコ種苗生産・種苗放流試験 ○魚類養殖等の情報収集及び実施に向けた検討 		

6 林業振興部

(1) 基本方針

① 資源の循環利用を通じた森林整備と健全な森林づくりの推進



管内の森林は、収穫可能な8歳級以上（林齢 36 年生以上）の林分が 90%に達し、森林資源の蓄積が進んでいることから、資源の有効活用に向け、路網整備と一体となった森林整備を計画的に推進するとともに、国立公園・県立自然公園の観光資源としての重要な松林が多く存在することから、松くい虫被害の拡大防止を図るため、適切な防除を実施・推進する。

② 持続可能な林業経営の推進



長期的な木材価格の低迷等で経営意欲が低下した森林所有者に代わり、市町が主体となって経営管理に取り組む「森林経営管理制度」を通じて、森林の集約・整備に向けた効果的な仕組みを構築し、森林資源の循環に向けた適切な管理と林業の成長産業化の両立につなげる。

③ 海岸防災林の再生



震災で壊滅的な被害を受けた海岸防災林については、防潮堤等の施設復旧及びクロマツ等の植栽は完了したが、今後は下刈などの保育や巡視などの維持管理に取り組み、保安林の適切な管理及び森林の持つ諸機能の維持・増進を図る。

④ 地域資源をフル活用した特用林産物の復興と発展



原発事故（放射能）の影響による出荷制限が一部解除され、出荷が再開されたマツタケの安全・安心な提供に向けた放射性物質検査の取組支援及び、出荷制限が全面解除されるよう支援する。また、放置竹林の適切な管理・整備を推進する必要があることから、「気仙沼メンマ」を始めとした特産品のPR支援及び竹林整備の拡大に向けた積極的な支援に取り組む。

(2) 重点事業

① 資源の循環利用を通じた森林整備と健全な森林づくりの推進（主要事業）

・森林育成事業

森林の有する公益的機能の高度発揮や、安定的な林業経営の基盤となる森林資源の整備及び路網

整備に対して、その経費の一部を補助する。

- ・ 温暖化防止森林づくり推進事業（温暖化防止間伐推進事業）

森林の持つ二酸化炭素吸収機能の十分な発揮及び適切な森林管理による水源涵養等の公益的な機能向上を目的とした間伐等森林整備に対して、その経費の一部を補助する。

- ・ 温暖化防止森林づくり推進事業（チャレンジ！みやぎ 500 万本造林事業）

森林を若返らせることによる二酸化炭素吸収機能の向上及び地球温暖化防止への貢献を目的として実施する造林未済地等への植栽や、高齢化している森林の更新に対して、その経費の一部を補助する。

- ・ 森林病害虫等防除事業

森林病害虫等防除法に基づき景勝地などの重要松林を松くい虫被害から守るため、予防及び誘引除等の総合的な対策により被害の拡大防止を図るほか、市町の取組に対して、その経費の一部を補助する。

② 持続可能な林業経営の推進（主要事業）

- ・ 森林経営管理制度取組支援

市町が取り組む森林経営管理制度による森林の集約化や、森林環境譲与税を財源とした間伐等森林整備施策の推進に対し、助言及や技術的な支援を実施する。

- ・ 森林経営管理市町村支援事業

事業量の安定確保及び生産性の向上に必要な施業の集約化を推進し、儲かる林業を実現するための人材として活躍が期待される森林施業プランナーの養成等を支援する。

③ 海岸防災林の再生（主要事業）

- ・ 治山事業

植栽が完了した海岸防災林の治山事業による計画的な保育管理の推進を実施する。

- ・ 保安林管理

東日本大震災による海岸保安林の滅失状況、国土調査による保安林指定箇所の地番移動等を詳細に把握し、保安林の解除や保安林台帳の補正等を適切に行う。

④ 地域資源をフル活用した特用林産物の復興と発展

- ・ 特用林産物等の放射性物質検査

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の降下で各種特用林産物が汚染されていることから、食の安全・安心の確保のため、解除後の出荷前検査及び制限の全面解除に向けた検査の取組を支援する。

- ・ 特用林産施設等体制整備事業

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染の影響を受けた生産施設の体制整備等に要する経費について、経費の一部を補助する。

主 要 事 業 の 概 要

林業振興部 林業振興班

事 業 名	資源の循環利用を通じた森林整備と健全な森林づくりの推進		
事業実施期間	—	予 算 額	181,760千円
根 拠 法 令	特定間伐等の実施に関する基本方針、新みやぎ森林・林業の将来ビジョン 森林病害虫等防除法		
事 業 目 的	<p>管内の民有林面積 30,168ha のうち、人工林は 19,078ha を占め、人工林率は 63% と（県全体 53%）を上回るなか、収穫可能な 8 齢級以上（36 年生以上）の林分が 9 割以上に達し、森林資源の蓄積が進んでおり、森林資源の有効活用に向け、路網整備と一体となった利用間伐の推進等を推進するほか、健全な森林の育成と更新による持続可能な森林経営を支援するため、コンテナ苗の活用や一貫施業の導入による低コスト造林の普及推進を図り、森林の有する多面的な機能の発揮を目的として、計画的な森林整備を実施するもの。</p> <p>また、管内には、公益的機能を有する松林や国立公園・県立自然公園の観光資源としての重要な松林が多く存在しており、これらの松林を松くい虫被害から守るため、被害木等の伐倒駆除及び地上散布等の防除事業を実施し、被害拡大の抑制につなげるもの。</p>		
事 業 概 要	<p>1 森林育成事業（事業費 120,650千円） 森林の有する公益的機能の高度発揮や、安定的な林業経営の基盤となる森林資源の整備及び路網整備に対して、その経費の一部を補助するもの。</p> <p>2 温暖化防止森林づくり推進事業（温暖化防止間伐推進事業） （事業費 38,850千円） 森林の持つ二酸化炭素吸収機能の十分な発揮及び、適切な森林管理による水源涵養等の公益的な機能向上を目的とした間伐等森林整備及び路網整備に対して、その経費の一部を補助するもの。</p> <p>3 温暖化防止森林づくり推進事業（チャレンジ！みやぎ500万本造林事業） （事業費 10,260千円） 森林を若返らせることによる二酸化炭素吸収機能の向上、及び地球温暖化防止への貢献を目的として実施する造林未済地等への植栽や、高齢化している森林の更新に対して、その経費の一部を補助するもの。</p> <p>4 森林病害虫等防除事業（事業費 12,000千円） 森林病害虫等防除法に基づき重要松林を松くい虫被害から守るため、予防及び駆除等の総合的な対策により被害の拡大防止を図るほか、市町の取組に対して、その経費の一部を補助するもの。</p>		

主 要 事 業 の 概 要

林業振興部 林業振興班

事 業 名	持続可能な林業経営の推進								
事業実施期間	令和元年度～	予 算 額	75,902千円（試算額）						
根 拠 法 令	森林経営管理法（財源：森林環境税及び森林環境譲与税）								
事 業 目 的	<p>長期的な木材価格の低迷等で経営意欲が低下した森林所有者に代わり、市町が主体となって経営管理に取り組む「森林経営管理制度」を通じて、森林の集約・整備に向けた効果的な仕組みを構築し、森林資源の循環に向けた適切な管理と林業の成長産業化の両立につなげるもの。</p>								
事 業 概 要	<p>1 森林経営管理制度取組支援</p> <p>市町が取り組む森林経営管理制度による意向調査や集積計画作成による森林の集約化を支援するほか、森林環境譲与税を財源とした間伐等森林整備施策の推進に対し、助言及び技術的な支援を実施するもの。</p> <p>2 森林経営管理市町村支援事業</p> <p>森林の経営管理を効率的かつ安定的に行うことができる「意欲と能力のある林業経営者」を育成・確保するため、経営環境の変化や課題を的確にとらえ、組織を創造的に改革・牽引する優れた林業経営者の育成を支援するほか、担い手の育成のために経験年数に応じた体系的な研修の実施により、林業就業者の定着とキャリアアップを支援する。</p> <p style="text-align: center;">森林環境譲与税配分見通額（試算額）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">気仙沼市</td> <td style="text-align: right;">48,400千円</td> </tr> <tr> <td>南三陸町</td> <td style="text-align: right;">27,502千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 10px;">計</td> <td style="text-align: right; padding-top: 10px;">75,902千円</td> </tr> </table>			気仙沼市	48,400千円	南三陸町	27,502千円	計	75,902千円
気仙沼市	48,400千円								
南三陸町	27,502千円								
計	75,902千円								

主 要 事 業 の 概 要

林業振興部 森林管理班，森林整備班

事 業 名	海岸防災林の再生		
事業実施期間	平成24年度～	予 算 額	9,798千円
根 拠 法 令	森林法第10条の15第4項第4号 森林法第25条から第40条		
事 業 目 的	<p>震災で壊滅的な被害を受けた海岸防災林については、防潮堤等の施設復旧に伴いクロマツ等による海岸防災林の植栽が完了したが、今後は維持管理に取り組む。</p> <p>なお、震災により海岸保安林の滅失状況を把握し、保安林の解除や保安林台帳の補正等の整備を目的とする。</p>		
事 業 概 要	<p>1 治山事業（事業費 9,798千円）</p> <p>震災で被災した海岸防潮堤・海岸防災林の復旧は令和3年4月までに完了したことから、令和3年度からは海岸防災林の持つ防潮・飛砂防備等の機能が適切に発揮されるよう、下刈りなどの保育作業を行いながら適切な管理・保全を行っている。</p> <p>箇所数 12箇所 面積 32 ha</p> <p>2 保安林の管理</p> <p>保安林の指定の目的を達成するため、適切な管理及び森林の持つ諸機能の維持・増進を図る。</p> <p>（管内の保安林面積）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民有林 3,868 ha 国有林 4,333 ha（R4.3月末現在） ○ 保安林指定・解除（国：水かん，土流，土崩 県：潮害，干害，魚つきほか11種） ○ 保安林内作業行為許可，保安林内伐採許可・届出（皆伐，択伐，間伐） ○ 震災により海岸保安林の滅失状況，国土調査による保安林指定箇所の地番移動等を把握し，保安林の解除や保安林台帳の補正等の整備 		



「ホヤぼーや」



「オクトパス君」